

# WIPO 国際出願制度

実務アドバイス

～よくあるお問い合わせから～

WIPO 日本事務所



ハーグ協定のジュネーブ改正協定が2015年5月に日本で発効してからすぐに国際意匠出願を行い、無事に登録となりました。間もなく5年目を迎え、国際意匠登録の更新を行う必要があります。更新手続きはどのようにすればよいですか。

ハーグ協定のジュネーブ改正協定は2015年5月13日に日本において発効しました。国際意匠登録は、5年間効力を有しますが、その後5年ごとの更新により、15年間または各指定国の最長保護期間まで権利を存続させることができます。

更新の手続きは、各指定国官庁へ個別に行うのではなく、WIPO国際事務局に一元化されています。

## 1. 更新手続きの内容

### (1) 手数料の支払い

次の手数料を遅くとも国際登録の期間満了前までにWIPO国際事務局に支払います（期限経過後6カ月以内においても、割増手数料を支払うことにより、更新可能です）。

なお更新の手続きは、支払いの受領日を基準として期日までに手続きがなされたかどうかを判断されるため、更新の期日までにWIPO国際事務局に届くよう料金をお支払いください。

・基本手数料：200スイスフラン（1意匠。2意匠目以降は、1意匠ごとに17スイスフラン）

・指定手数料

(i) 標準指定手数料：21スイスフラ

ン（2意匠目以降は、1意匠ごとに1スイスフラン）

(ii) 個別指定手数料

### (2) 更新の請求

2020年6月現在、新型コロナウイルスの影響で、WIPOでは電子的通信手段の利用を強く推奨しております。E-RenewalまたはContact Hague（いずれもオンラインツール）のどちらかで請求してください。

なお、一部更新（一部の指定国または一部の意匠についてのみ、または一部の指定国の一部の意匠についてのみ）もできます。

### 2-1. E-Renewalでの更新手続き

国際意匠登録の更新期限の3カ月前から、E-Renewal<sup>※1</sup>を利用できます。なお、E-Renewalでは、更新手数料も確認できるほか、一部更新する場合の更新範囲指定を簡単に行うことができます。また、オンライン出願されていなくても利用でき、アカウントの作成も不要です。

#### 【更新手数料支払い方法】

①WIPO予納口座

②クレジットカード

### 2-2. Contact Hagueでの更新手続き：【DM/4】をアップロード

Contact Hague<sup>※2</sup>はハーグ制度・手続きに関する各種お問い合わせ・書類の提出ができるオンラインツールであり、常時お使いいただけます。

Contact Hagueから更新手続きを行う場合、更新の請求書式に決まりはありませんが、非公式様式【DM/4】を使用することができます。

なお、Contact Hagueで書類をアップロードする際は、WIPOアカウントでのログインが必要です。

#### 【更新手数料支払い方法】

①WIPO予納口座

②銀行振込

## 3. おわりに

更新手続きは、余裕をもって行っていただきますようお願いいたします。

※1 [https://webaccess.wipo.int/erenewal\\_dm/IndexController?lang=EN](https://webaccess.wipo.int/erenewal_dm/IndexController?lang=EN)

※2 <https://www3.wipo.int/contact/en/hague/>

【WIPO日本事務所問い合わせ先  
(日本語)】

TEL：03-5532-5027(ハーグ制度)

TEL：03-5532-5030(その他制度等)

URL：wipo.int/japan